

多量の廃棄物を排出する事業者の規定について

1. 趣旨

恵庭市廃棄物減量等推進審議会からの令和5年12月15日付答申書で「廃棄物排出に係るコストを抑制できるよう事業者に対してごみ減量や再資源化の促進が図られるよう啓発を行うこと」とあることから、本市としても事業系廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理を更に進めるため、特に多量の廃棄物を排出する事業者に対して啓発を行います。

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第18条の2において「多量の廃棄物を排出する事業者に対し、その廃棄物の減量及び処理に関する計画書を作成し、提出するよう指示することができる」としておりますが、同条例施行規則において事業者を規定していないこと、処理計画の様式がないことから、それぞれ定めるものです。

【恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）】

（処理計画作成の指示）

第18条の2 市長は、必要と認めるときは、規則で定めるところにより、多量の廃棄物を排出する事業者に対し、その廃棄物の減量及び処理に関する計画書を作成し、提出するよう指示することができる。

2. 検討内容について

(1)多量の廃棄物を排出する事業者の規定要件について

他市の事例において面積または排出量を要件として規定していることが多く、本市においても同様に検討しております。

例①) 事業の用に供する部分の延べ床面積が〇㎡以上

例②) 年間〇t以上を排出する事業者

(2)処理計画について

処理計画においては、「廃棄物管理責任者」や「再資源化可能な品目の排出量や再資源化業者」などを盛り込み、毎年度5月末までに計画提出及び翌年度5月末までに実績報告を求めることを検討しております。